

第9期 名古屋市
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
はつらつ長寿プラン
なごや2026

概要版

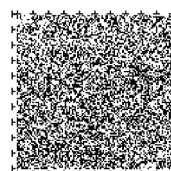
目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	高齢者の現状と将来推計	3
第3章	施策の展開	4
第4章	安定した介護保険制度の運営	15

令和6年3月
名古屋市

音声コードについて

このパンフレットの紙面には、音声コードを印刷しています。
音声コードは、音声読み上げ用のコードです。このコードを専用装置で読み上げることにより、記録されている情報を音声に変換することができます。この装置を使用することで、視力の弱い高齢者や視覚障害者の方に対する情報提供が可能になります。
●音声コードの横の切り込みで、コードの位置を知らせています。



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の理念

名古屋市では、高齢化率が25%を超える状況であり、超高齢社会を迎えています。団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)には、65歳以上の高齢者数が約60万人、高齢化率は25.7%に達すると推計され、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢化率は30.7%に達し、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者数も急速に増加することが見込まれています。

今後は高齢化が一層進む2040年を見据えながら、地域共生社会(制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係をを超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会)の実現を目指すことが必要とされており、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものとされています。

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を推進することにより、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく暮らし活躍できる『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』を目指します。

<地域包括ケアシステム>

認知症施策

認知症になっても、本人の意思が尊重され、自分らしく暮らせるよう支援します。

住まい

高齢者が、安心して暮らせる住まいを確保できるよう支援します。

生活支援

高齢者が必要とする生活支援を把握、確保し、情報を提供します。

医療

急変時や本人の希望に沿った看取りにも対応できるよう在宅療養を支援します。

在宅医療・介護連携

在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療・介護サービスを提供します。

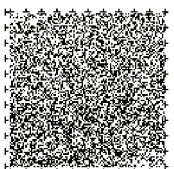
介護

利用者の心身の状況やニーズに合った適切なサービスを提供します。

介護予防

身近な場所で認知症予防をはじめとした介護予防に取り組めるよう支援します。

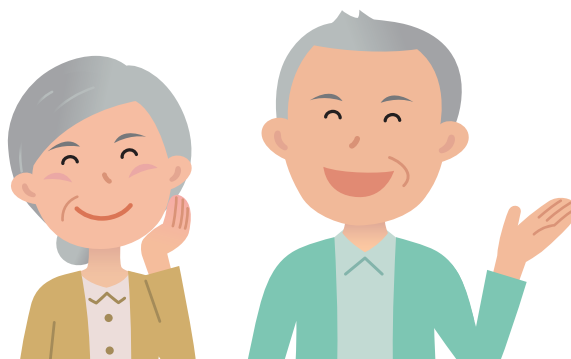
ネットワークの構築
(関係機関の連携)



2 計画の視点

本市では、以下の7つの視点に基づいて高齢者施策を推進していくこととしています。

- 人間性の尊重
- 活力ある高齢期の実現
- 在宅生活の総合的支援
- とともに生きるまちづくり
- 市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築
- 感染症への対応
- 大規模災害に対する備え



3 計画の性格

高齢者の保健と福祉について、高齢者保健福祉計画として総合的に定めるとともに、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画である介護保険事業計画と一体的に策定します。

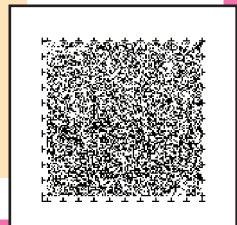
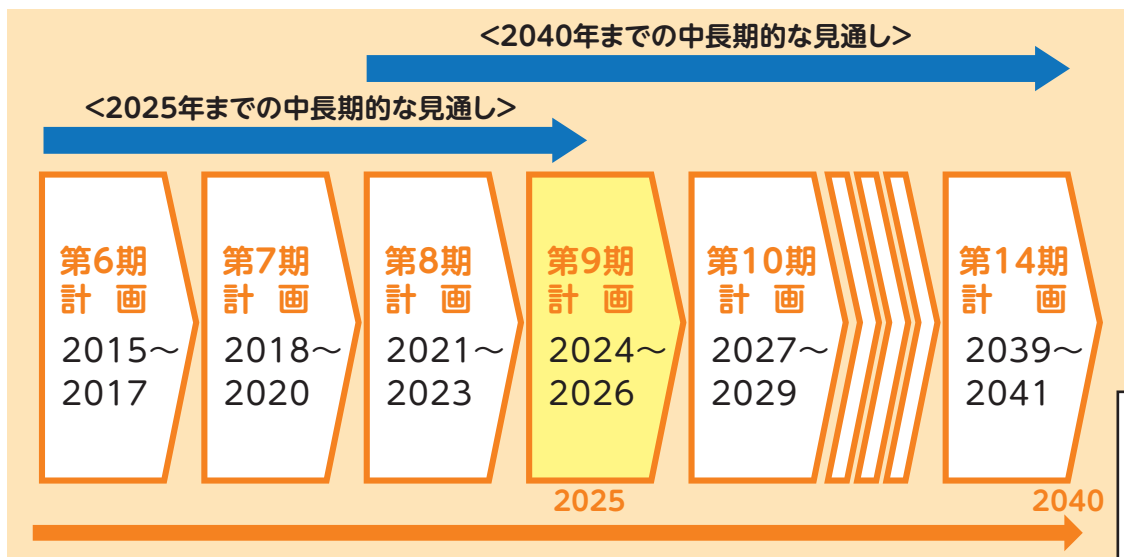
また、「名古屋市基本構想」を受けた総合計画としての「名古屋市総合計画」と整合性を保ちながら策定するとともに、各関係個別計画と整合の取れた計画とします。

4 計画の期間

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

第9期計画は、「地域包括ケア計画」として位置付けた第6期計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となり介護を必要とする高齢者が急激に増加する2025年（令和7年）を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化が一層進む2040年（令和22年）を見据え、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを施策推進の目標とします。

【第9期計画の位置づけ】



第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口等

(1) 高齢者人口

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和5年に59万3千人であったものが令和7年(2025年)には59万7千人、令和22年(2040年)には69万4千人になると見込まれます。特に75歳以上の後期高齢者は令和5年に33万7千人であったものが令和7年には35万6千人となり、総人口に占める割合も14.5%から15.3%と大幅に増加すると見込まれます。

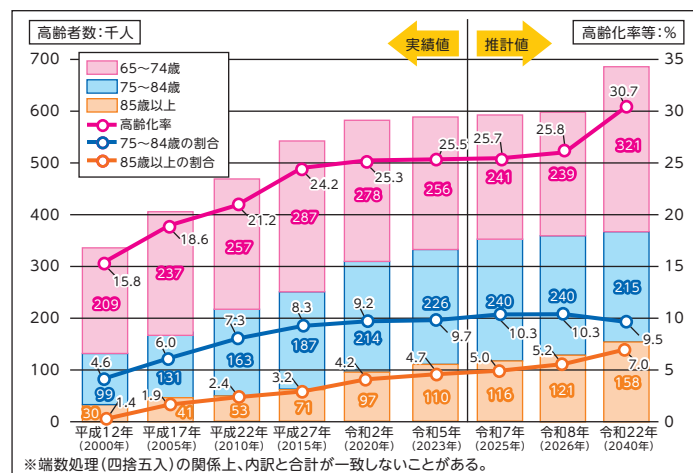
(2) ひとり暮らし高齢者数等

ひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみを合わせた世帯数は、年々増加しており、今後の高齢者人口の増加に伴い、増加することが見込まれます。

(3) 認知症高齢者数

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の数は今後も増加が見込まれており、令和22年には令和2年に比べ47.5%増加すると予測されます。

〈高齢者人口の推移と将来推計〉



〈ひとり暮らしの高齢者数〉

区分	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人数	99,948	105,506	106,212	107,990

※名古屋市長官庁実態把握調査結果(各年10月1日現在)

〈75歳以上の高齢者のみの世帯数〉

区分	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数	28,707	28,625	28,089	29,113

※名古屋市長官庁実態把握調査結果(各年10月1日現在)

〈認知症高齢者数〉

区分	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
認知症高齢者数	101,000人	113,000人	125,000人	149,000人
増加率	—	11.9%	23.8%	47.5%

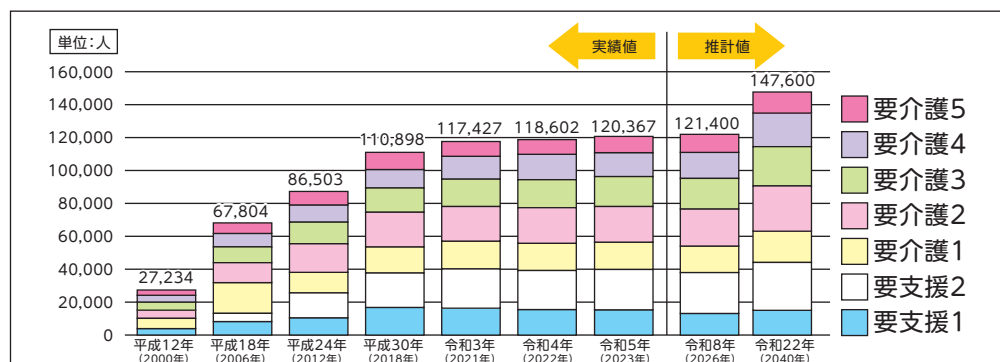
※厚生労働省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推移に関する研究」による全国の認知症有病率推定値をもとに本市における認知症高齢者数を推計

2 要介護・要支援者

要介護・要支援者は、介護保険法施行以来年々増加しており、平成12年4月の法施行時には27,234人でしたが、令和5年9月末には120,367人と約4.4倍となっています。

第9期計画では要介護者数の増加が見込まれますが、要支援者数や事業対象者数は減少や横ばいとなることを見込まれます。

〈要介護・要支援者数の推移と将来推計〉



第3章 施策の展開

1 施策推進の方向性

高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現を目指していきます。

I 健やかでいきいきとした生活の実現

- 施策1 健康づくりの推進
- 施策2 効果的なフレイル予防の推進
- 施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

- 施策4 総合相談窓口の充実(いきいき支援センターの機能強化)
- 施策5 地域ケア会議の充実
- 施策6 地域における見守りの充実
- 施策7 介護予防・生活支援の推進
- 施策8 在宅医療・介護連携の推進
- 施策9 高齢者虐待の防止
- 施策10 認知症の人と家族に対する支援の充実

III 自立して生活するには不安がある方への支援

- 施策11 介護サービスの提供体制の充実
- 施策12 介護サービスの質の確保及び向上
- 施策13 介護サービスを支える人材の確保・定着
- 施策14 在宅で介護する家族等への支援

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

- 施策15 状況に応じた住まい・施設の確保
- 施策16 住まい・施設に関する支援体制の充実

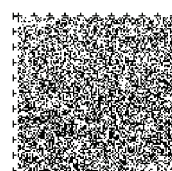
高齢者の状態

元気な高齢者

心身の機能が
低下しつつある高齢者
(フレイル高齢者)

介護が必要な高齢者

地域での生活の基盤



2 施策の体系

I 健やかでいきいきとした生活の実現

【施策】

【主な事業】

1 健康づくりの推進

健康増進事業、がん対策 等

2 効果的なフレイル予防の推進

フレイル予防の推進、地域サロン活動等支援事業、
高齢者サロンの推進、福祉会館認知症予防教室 等

3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

敬老パス、福祉会館、老人クラブ支援、
高齢者就業支援センター、鮎城学園、地域支えあい事業 等

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

4 総合相談窓口の充実
(いきいき支援センターの機能強化)

いきいき支援センター、高齢者いきいき相談室

5 地域ケア会議の充実

地域ケア会議

6 地域における見守りの充実

見守り支援事業、高齢者見守り協力事業者登録事業、
高齢者福祉相談員、ひとり暮らし高齢者緊急通報事業 等

7 介護予防・生活支援の推進

生活支援型訪問サービス、地域支えあい型訪問サービス
ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス、生活支援の推進 等

8 在宅医療・介護連携の推進

はち丸在宅支援センター、はち丸ネットワーク、
在宅歯科医療・介護連携推進事業 等

9 高齢者虐待の防止

高齢者虐待相談センター、高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口 等

10 認知症の人と家族に対する支援の充実

認知症サポーター、もの忘れ検診、
認知症疾患医療センター、認知症カフェ 等

III 自立して生活するには不安がある方への支援

11 介護サービスの提供体制の充実

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、
(看護)小規模多機能型居宅介護 等

12 介護サービスの質の確保及び向上

介護事業所の指導、介護サービス情報の公表 等

13 介護サービスを支える人材の確保・定着

定着支援・人材育成、介護職に関する情報発信 等

14 在宅で介護する家族等への支援

介護保険制度等の周知、排せつケア相談支援事業 等

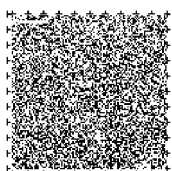
IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

15 状況に応じた住まい・施設の確保

市営住宅への入居機会の確保、市営住宅のバリアフリー化、
サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム 等

16 住まい・施設に関する支援体制の充実

市営住宅ふれあい創出事業、
高齢者の居住支援に関する情報提供 等



3 施策の展開

I 健やかでいきいきとした生活の実現

施策1 健康づくりの推進

めざす姿

生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることにより、生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送ることができる。

- 生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、健康なごやプラン21（第3次）に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発、情報提供など各種の健康増進施策を推進します。



施策2 効果的なフレイル予防の推進

めざす姿

地域の身近な場所において、自発的・継続的にフレイル予防に取り組むことにより、自立した生活を送ることができる。

- 高齢者が自発的・継続的にフレイル予防に取り組むため、高齢期以前からフレイルの認知度の向上を図り、早期発見・早期対応等の重要性について周知、啓発を行います。
- 障害の有無や国籍等に関わらず、誰もがより身近な地域でフレイル予防に取り組めるようにするため、高齢者サロン等の住民主体の通いの場の充実を図ります。
- 骨折・転倒を予防するため、リハビリテーション専門職や栄養に関する専門職等との連携を図ります。
- 効率的なフレイル予防の取組みを推進するため、保健事業との一体的な実施を進め、地域ごとの課題の分析、効果検証を行い、関係機関等と連携します。

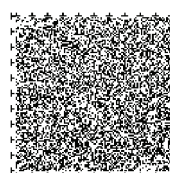


施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

めざす姿

高齢者になっても健康ではつらつと暮らすことができ、生きがいを持って積極的に社会参加するとともに、意欲や能力に応じて社会において様々な役割を担い、活躍している。

- 高齢者の社会参加を支援するため、外出のきっかけづくりや仲間づくりなどの機会の充実を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、外出を控えている高齢者や人との関わりが減った高齢者の社会参加の支援を実施していきます。
- これから高齢期を迎える年齢層も含め、就業や地域活動等に関する環境を整備し、ニーズに見合ったきめ細かな支援の充実を図ります。



<フレイル予防>

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、元気な高齢者から心身機能が低下しつつある高齢者まで、それぞれの状態に応じて、フレイル予防に取り組んでいただけるよう支援しています。

元気な高齢者

心身機能が低下 しつつある高齢者 (フレイル高齢者)

社会参加

- 老人クラブ
- 鯉城学園
- シルバー人材センター など



住民主体の「通いの場」での活動

- 高齢者サロン
- 認知症カフェ など

保健師やリハビリテーション
専門職などを派遣

65歳以上の高齢者が参加できる事業

- いきいき教室【保健センター】
- 認知症予防教室【福祉会館】
- 認知症予防リーダー養成講座【福祉会館】
- はつらつ長寿推進事業
【コミュニティセンターなど】 など



要支援者等向けサービス (フレイル改善)

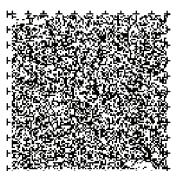
- ミニデイ型通所サービス
- 運動型通所サービス など



身近な地域

保健センター・福祉会館等

事業所



※フレイル：加齢による虚弱のこと。心身の活力が低下し、要介護状態などにつながる危険性が高く、健康な状態と要介護状態の中間的な段階であるが、早期に適切な介入・支援を行うことにより生活機能の維持・改善が可能な状態。

Ⅱ 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

施策4 総合相談窓口の充実(いきいき支援センターの機能強化)

めざす姿

地域の高齢者及びその家族等が、身近な相談窓口であるいきいき支援センター等に困り事などを気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる。

- いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用を促進するため、より身近な場所での設置を進め、更なる認知度の向上を図ります。
- 相談件数の増加や障害者や外国人など、その特性からより配慮が必要な方に対応するため、必要な人員の確保、関係機関との連携強化、職員の更なる資質向上を図ります。
- 包括的な相談支援を推進するため、他分野の相談支援機関や包括的相談支援チームと緊密な連携を図ります。



施策5 地域ケア会議の充実

めざす姿

各区において高齢者が安心して生活できるよう、多機関・多職種が連携し個別事例の検討を行うことで高齢者を支援するとともに、高齢者を取り巻く様々な地域課題を解決することができる。

- より多くの方に地域包括ケアシステムに関心を持ってもらえるよう、分かりやすいガイドブックの作成などを通じ、認知度の更なる向上を図るとともに、より多くの方を介護予防事業、地域支えあい事業、高齢者サロンなどの市民参加の取組みに繋げる発信を行います。
- 各区の区役所・保健センター・いきいき支援センターが主体となって地域ケア会議を運営し、高齢者を取り巻く様々な課題の解決や市施策への反映を進めるとともに、地域ケア会議では解決できない課題に対応するため、他分野の相談支援機関との連携を進めます。
- 各区地域包括ケア推進会議において把握・共有・対応策の検討がなされた地域課題について、分野を超えた課題に対応するため、重層的支援体制整備事業区連携会議との連携を進めます。
- 各区の会議の運営状況を踏まえ、区役所・保健センター・いきいき支援センター等の意見を聞きながら、会議の統廃合の検討や、複数会議の同日開催などの柔軟な運営を進めます。

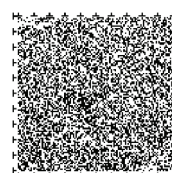


施策6 地域における見守りの充実

めざす姿

地域住民をはじめとした多様な主体による見守りや地域の身近な居場所への参加によって、地域とつながりながら暮らし続けることができる。

- 見守り支援員による働きかけや高齢者サロンなどの身近な居場所づくりを推進し、地域における高齢者見守り活動の一層の充実を図ります。
- コロナ禍を経て生まれたオンラインサロンや見守りアプリなどのICT機器を活用した新たな見守り施策を推進し、高齢者見守り活動を効果的に実施します。
- 高齢者見守り協力事業者の増加や警察関係者、見守り活動者、包括的相談支援チームといった関係機関との連携強化に加え、身寄りのない高齢者への支援の充実を図り、孤立を生まない地域づくりを推進します。



施策7 介護予防・生活支援の推進

めざす姿

高齢者が専門的な訪問・通所サービスや元気な高齢者等、地域の力も活用した多様なサービスを利用することにより、心身の機能や生活状態の維持・改善を図ることができる。

- 生活支援型訪問サービスについて、積極的なサービス提供や参入の促進を図るための環境づくりを進め、サービスの利用を促進します。
- 担い手育成のための高齢者日常生活支援研修修了者を雇用に繋げるためのマッチング事業を推進します。
- 利用者の心身の状況に応じたサービス提供が行えるよう、サービスを行う事業者の参入促進を図るとともに、サービス利用による介護予防の効果等について検証を行います。
- ボランティアに関する情報発信や提案などを行うことにより、地域での助け合い活動の担い手確保を進めるとともに、地域住民や関係機関の意見を聞きながら、支援を必要とする方の属性や居住地域等に応じた生活支援ニーズの把握に努めます。



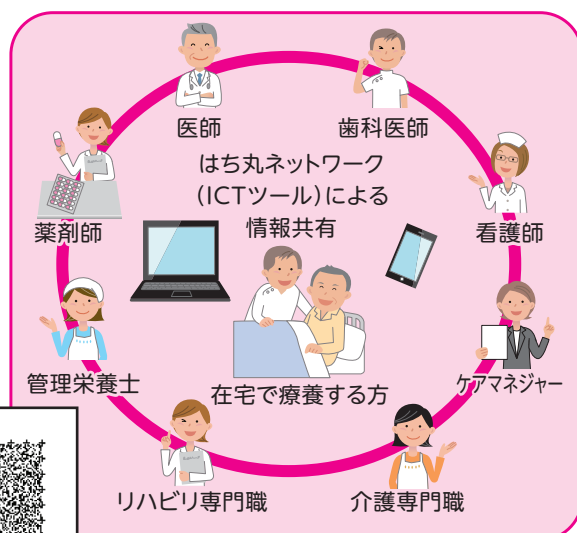
施策8 在宅医療・介護連携の推進

めざす姿

在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療・介護サービスの提供を行うことにより、在宅で療養する高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる。

- 自宅で療養生活を送り、終末期を自宅又は病院で迎えることができるよう、往診可能なかかりつけ医、緊急時に入院できる医療機関、訪問可能な看護師や訪問介護員の確保等、在宅療養に必要な支援体制の充実や、在宅療養に係る支援の市民向け周知を図ります。
- はち丸在宅支援センターにおいて、区医師会やいきいき支援センター等の地域と連携しながら、多職種連携の強化や、はち丸ネットワークの普及促進を図ります。
- 人生の最終段階に希望する医療やケアを受けることができるよう、市民向けACPの普及啓発を図るとともに、医療・介護関係者の意思決定支援の実践力向上を図るための研修等を実施します。
- 在宅での歯科治療・口腔ケアに関する相談対応等を実施している在宅歯科医療・介護連携室の周知を図るとともに、いきいき支援センター等の関係機関との連携を推進します。

〈在宅医療・介護連携推進体制〉

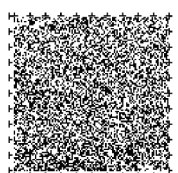


はち丸在宅支援センター
在宅歯科医療・介護連携室

相談



在宅療養に関する情報提供・普及啓発
連携体制の構築支援



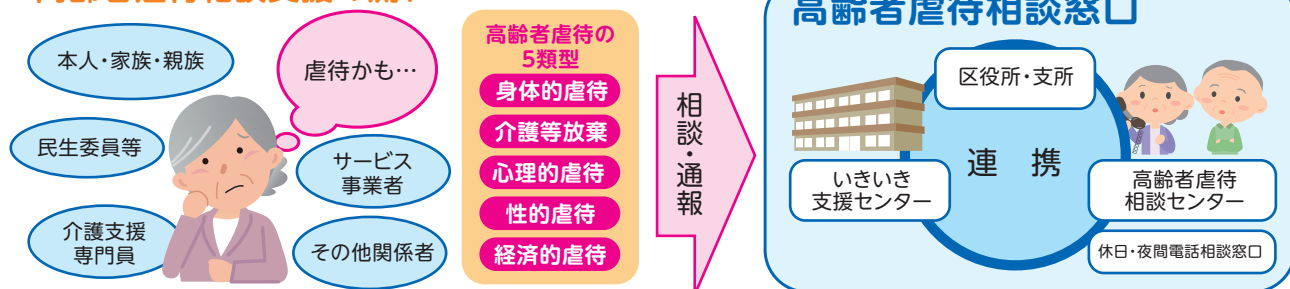
施策9 高齢者虐待の防止

めざす姿

高齢者に対する虐待を社会全体で未然に防止するとともに、関係機関の連携・協働により、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護と本人の意思を踏まえた支援、養護者の支援等が行われている。

- 高齢者を虐待から守り、地域社会で尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、相談窓口である区役所・支所、いきいき支援センター及び高齢者虐待相談センターの更なる周知を図り、虐待の防止や早期発見・早期対応につなげます。
- 虐待に関する事案が複雑化する中、被虐待者や養護者の支援を適切に行うため、区役所・支所及びいきいき支援センター職員の対応力向上を図るとともに、関係機関の一層の連携を進めます。

<高齢者虐待相談支援の流れ>



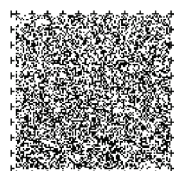
※必要な医療や介護サービスの利用を拒否するいわゆる「セルフ・ネグレクト」については、高齢者虐待に準じて対応します。

施策10 認知症の人と家族に対する支援の充実

めざす姿

認知症になっても、本人の意思が尊重され、認知症の人と家族が地域社会を構成する一員として自分らしく暮らすことができる。

- 認知症の人と家族が安心して暮らせるまちを実現するため、市、市民、事業者、関係機関が一体となって認知症に関する取組みを総合的に進めます。認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画(国計画)」の策定など、国の動向を注視しつつ、新たな取組みの検討など、認知症施策の更なる充実を図ります。
- 市民が認知症に関する正しい知識と理解を深めることができるよう、認知症そのものや相談窓口、認知症施策について積極的に広報啓発を行います。
- 地域住民や学校、企業等の幅広い世代に対し、認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みである「チームオレンジ」の設置を進めます。
- もの忘れ検診の精密検査費用助成や診断後支援の充実など、認知症の早期発見・早期支援の更なる推進を図るとともに、早期発見・早期対応の重要性について広報を行います。
- いきいき支援センターや認知症疾患医療センターの体制強化を図るとともに、はち丸在宅支援センターやかかりつけ医等とのきめ細かな連携を推進し、認知症と診断された方の診断から医療・介護に至る一体的支援を実現します。
- 徘徊による行方不明者を早期に発見し、事故を未然に防ぐため、はいかい高齢者おかえり支援事業及びはいかい高齢者搜索システム事業を実施するとともに、認知症の人が起こした事故を救済するため、なごや認知症の人おでかけあんしん保険事業を実施します。
- いきいき支援センター等による相談支援や家族教室、家族サロン等の家族支援事業を引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した家族支援の更なる充実を図ります。また、認知症カフェの設置を進めるとともに、より多くの方に参加いただけるよう、チームオレンジの活用も含め、取組み内容の充実を図ります。
- 若年性認知症の特性に配慮した就労及び社会参加支援を進めます。
- 意思決定支援に関するガイドラインの普及など、認知症の人の意思決定支援に係る取組みの充実を図るとともに、成年後見制度をはじめとした、権利擁護支援に関する制度の広報・啓発や相談支援、担い手の確保・育成等を実施します。
- 認知症の人に対する虐待の防止及びその養護者に対する支援を進めます。



名古屋市認知症の人と家族が 安心して暮らせるまちづくり条例

認知症は誰もがなり得る身近な病気であるという認識の下、認知症の人と家族をはじめ、すべての市民が安心して暮らせるまち・なごやの実現を目指し、令和2年4月1日に施行しました。

認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりのための施策

① 認知症に関する施策の総合的な推進

- 地域包括ケア推進会議認知症専門部会の設置
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症ケアパスの作成
- 本人・家族ミーティングの実施

② 市民の理解の促進

- 認知症サポーターの養成と活動支援
- 認知症普及啓発推進事業の実施

③ 認知症の予防・早期発見の推進 医療・介護提供体制の充実

- いきいき教室の実施
- 福祉会館認知症予防教室の開催
- 認知症予防リーダー養成講座の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置
- もの忘れ検診の実施
- 市大と連携した認知症研究
- 認知症疾患医療センターの運営
- 認知症サポート医の養成
- 認知症対応力向上研修の実施
- 認知症対応モデル病院の養成
- 認知症介護指導者の養成

④ 事故の防止及び救済

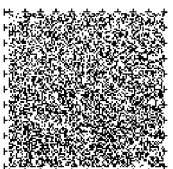
- はいかい高齢者おかえり支援事業
- はいかい高齢者検索システム事業
- なごや認知症の人
おでかけあんしん保険事業

⑤ 地域における相談支援の充実

- 認知症の人を介護する家族支援事業
- 認知症の人を介護する
家族ピアサポート推進事業
- 認知症カフェの推進
- 若年性認知症相談支援事業の実施
- 認知症コールセンターの運営

⑥ 権利擁護の充実

- 成年後見制度の利用促進・支援
- 障害者・高齢者権利擁護センターの運営



Ⅲ 自立して生活するには不安がある方への支援

施策11 介護サービスの提供体制の充実

めざす姿

介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できる。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域密着型サービスの周知や広報に取り組むなど、普及促進に努めます。
- 施設等への入所申込者については、減少傾向にありますが、入所を申し込んでいる方のうち、2割程度の方は入所待機中の状態です。一方、受入れ側の施設等においては、空床が生じていることから、施設の利用実態等を勘案しつつ、過不足のない整備計画数を見込んでいきます。
- 特別養護老人ホームについては、新規整備の公募において、応募事業者が減少している状況を踏まえ、新規整備に限らず既存建物の有効活用を進めていきます。
- 厚生院の特別養護老人ホームの廃止の時期を考慮した整備を進めていきます。
- 医療的ケアの必要な方の受入れ先として、介護医療院の整備計画数を適切に見込むとともに、必要な方に利用していただけるよう、ケアマネジャー等への周知や広報にも取り組みます。また、特別養護老人ホームにおける医療的ケアの必要な方の受入状況を把握し、必要な方策を検討していきます。

<施設種別ごとの整備目標>

(単位:人)

施設区分	整備数	8年度目標量(定員)
特別養護老人ホーム	150	9,281
介護老人保健施設	0	6,427
介護医療院	597(※1)	882
認知症高齢者グループホーム	70	3,698
特定施設入居者生活介護	380(※2)	6,611

※1 介護老人保健施設からの転換による整備数、介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換による整備数を含む。

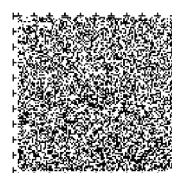
※2 住宅型有料老人ホーム等からの転換分。

施策12 介護サービスの質の確保及び向上

めざす姿

介護を必要とする方やその家族が介護事業所を適切に選択し、安心して質の高い介護サービスを受けられる。

- 介護を必要とする方やその家族がどの介護事業所を選択しても質の高い介護サービスを受けられるように、介護事業者の増加に応じた指導体制の拡充に努めながら、介護事業所への運営指導、集団指導等を効果的に行うことで介護保険制度に係る理解を徹底するとともに、利用者からの苦情や相談に適切に対応することにより、介護サービスの質の確保及び向上を図ります。
- 本市の介護保険制度の適正な運営にあたり、給付適正化について、国の方針を踏まえ、より効果的・効率的な取組みを検討します。
- 介護を必要とする方やその家族に介護事業所を適切に選択していただけるように、本市が行う介護サービスにかかる情報提供について、周知の取組みを推進していきます。
- 業務継続計画について、計画策定、研修・訓練、定期的な計画見直しが適切に実施されるよう、各事業所に対して支援する取組みを検討します。



施策13 介護サービスを支える人材の確保・定着

めざす姿

若者から元気な高齢者まで、幅広い世代の方に介護の仕事に対して関心を持ってもらうとともに、介護職員の職場への定着及び能力の向上を図り、安定して介護サービスを提供することができるようにする。

- 介護人材の確保にあたっては、定着支援・人材育成の充実や介護現場の生産性向上・負担軽減を図るために、すでに行っている有効な取組みを継続しつつ、より効果的な事業の内容や実施方法について検討します。
- 外国人人材に関する支援については、実績が低迷しており制度継続の必要性が低い「外国人介護人材日本語学習支援事業」に替えて、事業所による一人目の外国人介護人材の雇用にかかる経費を助成するとともに相談窓口を設けて支援する「外国人介護人材等導入支援事業」を実施します。
- 介護の仕事に新たに関心を持ってもらうことに加え、介護の仕事の魅力を伝えていく取組みを実施します。

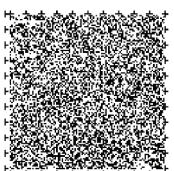


施策14 在宅で介護する家族等への支援

めざす姿

必要なときに必要なサービス等を安心して利用することで介護者の心身の負担をできる限り軽減する。

- 介護する家族等の負担を軽減し、介護を理由とした離職をなくすため、必要なときに必要な介護サービスを安心して利用していただけるよう、引き続き介護保険制度及び相談窓口を周知していきます。
- 育児等と親の介護が重なるダブルケアや、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを日常的に子どもが行っているヤングケアラーなどの、家庭内の介護に関わる問題については、ケアマネジャーが、業務を行う中で育児を含め様々な悩みに気づくことができることから、把握した課題を踏まえたケアプランの作成や、いきいき支援センターや子育て総合相談窓口等の関係機関との連携が図られるよう、研修の充実など、適切な支援に向けた取組みを行います。
- 在宅で介護を行う家族等への支援について、充実を図ります。
- 家族や本人の負担軽減及び自立の支援のために、認知度の向上を含め、排せつケアに関する既存の取組みを一層推進していきます。
- 排せつケアに関する既存の取組みに加えて、経済的負担を軽減するための支援策の実施方法を検討し、実施を目指します。



Ⅳ 安心して暮らすことができる生活の場の確保

施策15 状況に応じた住まい・施設の確保

めざす姿

高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化された住まいを選ぶことができるとともに、住まいに困窮する高齢者が適切な住まいを確保することができる。

また、介護サービスのうち、施設・居住系サービスを必要とする方が、適切に必要なサービスを利用できる。

- 市営住宅においては、福祉向募集や一般募集、先着順募集等を通じて、高齢者の入居機会の確保に努めるとともに、市営住宅の建替えの際にはバリアフリー化された住宅を整備するほか、既存住宅へのエレベーター設置や住戸内の手すり設置などを進めていきます。
- 民間住宅においては、バリアフリー化され、安否確認などのサービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅の登録等を実施していきます。



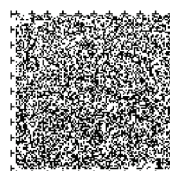
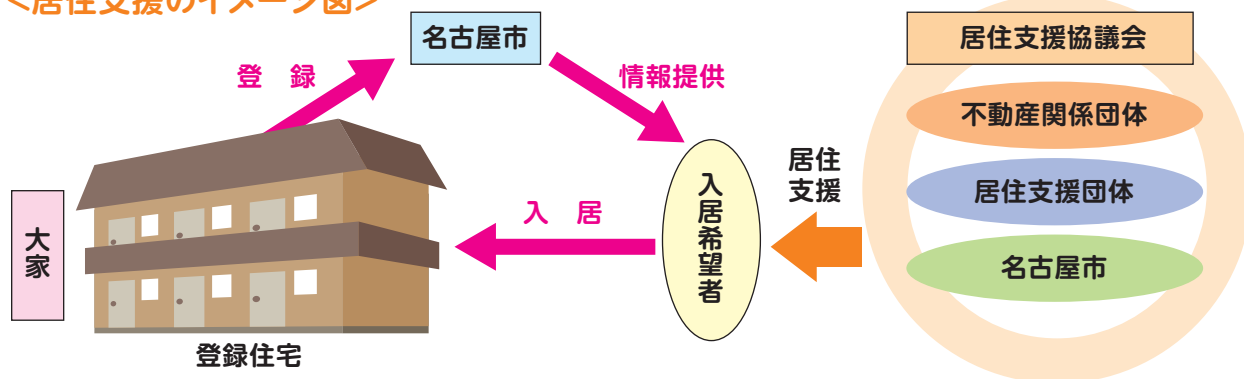
施策16 住まい・施設に関する支援体制の充実

めざす姿

高齢者が、適切に住まい・施設を選択することができ、安心して住み続けることができる。

- 市営住宅における高齢者への見守り等のふれあい創出事業を行い、高齢者の孤立を防止する取り組みを継続して実施していきます。
- 名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会の活動等を通じて、居住支援活動のネットワークづくりや居住支援の仕組みづくりを進めます。
- 高齢者が持ち家資産を有効活用できるように、ウェブサイト等での情報提供を実施していきます。

<居住支援のイメージ図>



第4章 安定した介護保険制度の運営

1 第9期計画期間(令和6～8年度)における保険給付費等の見込み

- 介護保険事業に必要な保険給付費及び地域支援事業費は、被保険者が利用するサービスの量に応じて決まります。また、このサービスの量を基に保険料額を算出しています。
- 介護サービスの利用は着実に伸びてきており、保険給付費も増加しています。
- 第9期計画期間(令和6～8年度)における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは下表のとおりです。

(億円)

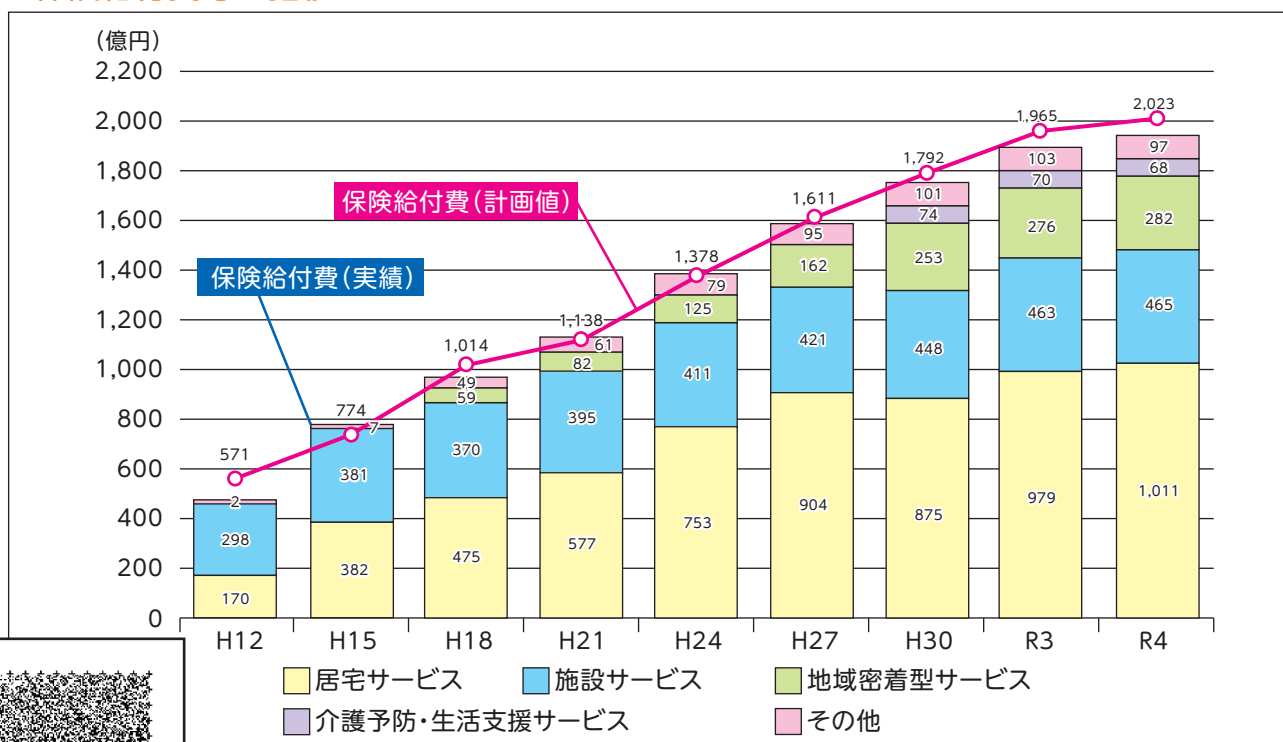
区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
保険給付費	居宅サービス	1,122	1,161	1,183	3,466
	地域密着型サービス	300	303	305	908
	施設サービス	485	485	494	1,464
	そ の 他	101	102	103	306
	小 計	2,008	2,051	2,086	6,144
事業費等	介護予防・日常生活支援総合事業	78	78	78	234
	包括的支援事業・任意事業等	39	40	40	119
	小 計	117	118	118	353
合 計		2,125	2,169	2,204	6,497

※「その他」は市町村特別給付、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

※各数値は四捨五入しているため、合計と一致しない。

※包括的支援事業・任意事業等は、包括的支援事業、任意事業、保健福祉事業

<保険給付費等の推移>

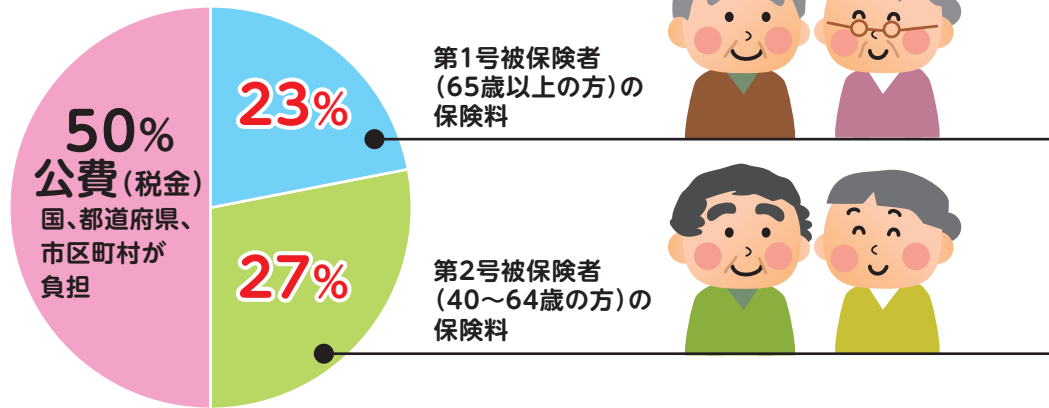


※各数値は四捨五入しているため、合計と一致しない。

2 第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

○介護保険事業に必要なサービスに要する費用は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。

<介護保険の財源の内訳>

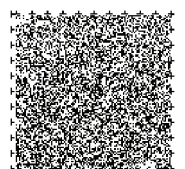
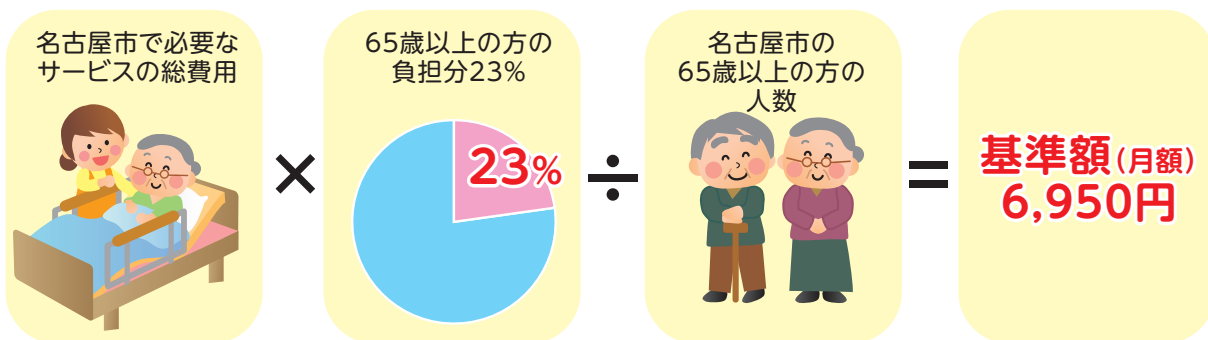


○第9期計画期間(令和6～8年度)中の保険給付費及び地域支援事業費をもとに、第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)を算定しました。

被保険者個々の保険料は、それぞれの所得状況等によって異なります。

第1号被保険者の保険料基準額(月額)	6,950円
--------------------	--------

<基準額の決め方>



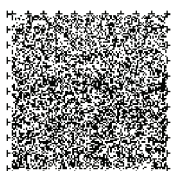
3 保険料段階

- 第9期計画期間においては、国の標準段階が多段階化され、公費による保険料軽減が縮小されました。これを踏まえ、本市の保険料も15段階から18段階へさらに多段階化を進めるとともに、低所得者の料率が上がることはないよう、第1段階から第3段階の軽減前料率を引き下げ（軽減後の料率は据え置き）、第4段階の料率は国の標準段階に合わせて引き下げます。
- 基準額に対する負担割合について、第1段階及び第2段階は0.42から0.25に、第3段階は0.6から0.4に、第4段階は0.69から0.685に軽減します。（第1段階及び第2段階は年間14,179円、第3段階は年間16,680円、第4段階は年間417円の軽減）。この軽減分は、消費税を財源とした公費投入によりまかなわれています。

保険料段階区分

【保険料基準額：83,403円】

	区 分	保険料額(年額)
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	20,851円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る 所得分を除く)の合計が80万円以下の方 20,851円 (基準額×0.25)
第3段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る 所得分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方 33,362円 (基準額×0.4)
第4段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る 所得分を除く)の合計が120万円を超える方 57,132円 (基準額×0.685)
第5段階	本人が市町村民税 非課税で同じ世帯に 市町村民税課税者が いる方	本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る 所得分を除く)の合計が80万円以下の方 70,893円 (基準額×0.85)
第6段階		本人の年金収入と合計所得金額(年金収入に係る 所得分を除く)の合計が80万円を超える方 83,403円 (基準額)
第7段階	本人が 市町村民税課税	本人の合計所得金額が80万円未満の方 87,574円 (基準額×1.05)
第8段階		本人の合計所得金額が 80万円以上125万円未満の方 91,744円 (基準額×1.1)
第9段階		本人の合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方 104,254円 (基準額×1.25)
第10段階		本人の合計所得金額が 200万円以上290万円未満の方 125,105円 (基準額×1.5)
第11段階		本人の合計所得金額が 290万円以上400万円未満の方 141,786円 (基準額×1.7)
第12段階		本人の合計所得金額が 400万円以上520万円未満の方 158,466円 (基準額×1.9)
第13段階		本人の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方 175,147円 (基準額×2.1)
第14段階		本人の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方 191,827円 (基準額×2.3)
第15段階		本人の合計所得金額が 720万円以上820万円未満の方 208,508円 (基準額×2.5)
第16段階		本人の合計所得金額が 820万円以上1,000万円未満の方 225,189円 (基準額×2.7)
第17段階		本人の合計所得金額が 1,000万円以上1,500万円未満の方 241,869円 (基準額×2.9)
第18段階		本人の合計所得金額が 1,500万円以上の方 258,550円 (基準額×3.1)



4 介護保険制度の安定した運営のための取組み

今後の介護保険料上昇抑制に向けた取組み(介護給付の適正化)

- 要介護・要支援認定の適正化やケアプランチェック、住宅改修実態調査などの取組みを行うことにより、利用者が真に必要とするサービスが事業者から過不足なく提供されるよう促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

自立支援・重度化防止に向けた取組み

- ケアマネジャー向け研修会や介護予防・生活支援サービスの利用促進、住民主体の集いの場への専門職派遣の推進、リハビリテーションサービス提供体制の構築などの取組みを行い、自立支援・重度化防止を推進していきます。

公平公正な要介護・要支援認定

- 認定調査員研修の充実や区分変更申請等にかかる認定調査の見直しなどにより公平公正な認定調査の実施を図るとともに、「名古屋市審査部会連絡協議会」や「介護認定審査会委員研修(現任研修)」などにより円滑な審査判定と公平性の確保に取り組みます。また、要介護認定事務を集約し、審査判定の平準化や認定決定期間の短縮を図っています。

低所得者の利用者負担軽減事業

- 認知症高齢者グループホーム居住費助成や社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担の軽減などにより低所得者の利用者負担軽減に取り組みます。

第9期 名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
はつらつ長寿プランなごや2026(概要版)

令和6年3月発行

発 行

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
地域ケア推進課
介護保険課
健康部保健医療課
健康増進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 052-972-2542(高齢福祉課)

F A X 052-955-3367(高齢福祉課)

